

特別目的会社の連結に関する会計基準等の改正の概要

こ が さ か あつし
主席研究員 小賀坂 敦
よしおか とおる
研究員 吉岡 亨

1. はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）では、平成 23 年（2011 年）3 月 25 日に、連結財務諸表における特別目的会社の取扱いの見直しを行う、以下の会計基準等（以下「本会計基準等」という。）を公表した¹。

- 改正企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」（以下「改正連結会計基準」という。）
- 改正企業会計基準適用指針第 15 号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」
改正企業会計基準適用指針第 22 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」
- 改正実務対応報告第 20 号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（以下「改正実務対応報告」という。）

本稿では、本会計基準等の概要を紹介する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

2. 改正範囲と主な改正内容

平成 10 年 10 月に企業会計審議会から公表された「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」²三では、一定の要件を満たす特別目的会社をその出資者及び資産の譲渡者の子会社に該当しないものと推定する取扱い（以下「SPE の取扱い」という。）を定めている（図表 1）。本会計基準等では、この SPE の取扱いについて、当該特別目的会社に対して資産を譲渡している者のみ適用されることとし、出資者に関する記述（図表 1 の下線部分）を削除することとしている（改正連結会計基準第 7-2 項）。

（図表 1 SPE の取扱い）

特別目的会社（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 2 項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、出資者等の子会社に該当しないものと推定する。

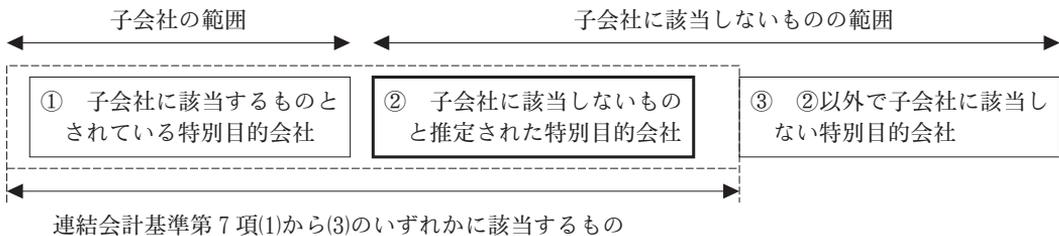
なお、特別目的会社であっても、以下については、本会計基準等の影響を受けない。

1 本会計基準等の全文については、ASBJ ウェブサイト（https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/spe-tanki/）を参照のこと。

- 既に子会社に該当するものとされている特別目的会社（図表2の①）
- 「SPEの取扱い」によらずに子会社に該当しないとされた特別目的会社²（図表2の③）

すなわち、「SPEの取扱い」によって子会社に該当しないものと推定された特別目的会社³（図表2の②）のみが今回の改正によって影響を受けることとなる。

（図表2 特別目的会社と子会社の範囲の関係と本会計基準等の対象範囲）



3. 公表の経緯

（「SPEの取扱い」の設定趣旨）

「SPEの取扱い」は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（その後、「資産の流動化に関する法律」と改称されている。以下「資産流動化法」という。）⁴の施行当時に設けられたものである。この取扱いは、資産流動化法上の特定目的会社については、事業内容が資産の流動化に係る業務（資産対応証券の発行により得られる金銭により資産を取得し、当該資産の管理、処分から得られる金銭により資産対応証券の元本や金利、配当の支払を行う業務）及びその附帯業務に限定されており、かつ、事

業内容の変更が制限されているため、特定目的会社の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合等であっても、当該特別目的会社は出資者等から独立しているものと判断することが適当であることから設けられたものといわれている。

また、資産の流動化を目的として、一定の要件の下で設立された特別目的会社が子会社に該当し、連結対象とされた場合には、譲渡者の個別財務諸表では資産の売却とされた取引が、連結財務諸表では資産の売却とされない処理となり、不合理ではないかという指摘に対応したものとされている⁵。

（「SPEの取扱い」に関する懸念と対応状況）

2 連結会計基準第7項(1)から(3)のいずれにも該当しないため、子会社に該当しないとされている特別目的会社。

3 企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」では「開示対象特別目的会社」とされているもの。

4 平成10年に「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）」が施行され、平成12年に法改正され「資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）」（以下「資産流動化法」という。）と現在の名称に変更されている。

5 「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理」第40項から第42項を参照。また、「SPEの取扱い」設定当時の大蔵省（現金融庁）の担当官による解説記事を参照（兼田克幸「子会社及び関連会社の範囲の見直し等に係る省令改正の概要」（JICPAジャーナル第11巻第3号1999年3月））。

「SPEの取扱い」については、その設定当初に比べ、特別目的会社を利用した取引が拡大するとともに、複雑化・多様化していることから、企業集団の状況に関する利害関係者の判断を誤らせるおそれがあるのではないかといった指摘がこれまでなされてきた。

平成17年9月に日本公認会計士協会から出された提言⁶では、以下のような、当初から特別目的会社が物件の開発行為を行う開発型の特別目的会社について、実態を適切に反映する会計基準等の整備の必要性が指摘されていた。

- マンション等の建築のスキーム（例：特別目的会社がマンションを開発し完成後に第三者への譲渡が行われるタイプ）
- 小売店舗・商業施設開発のスキーム（例：特別目的会社が小売店舗・商業施設を建築し完成後に特定の企業に賃貸されるタイプ）

これに対する当面の対応として、ASBJでは、平成19年3月に、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」（以下「適用指針15号」という。）を公表し、同取扱いの定めにより出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社（開示対象特別目的会社）について、その概要や取引金額等の開示を行うことを求めることとした。また、平成21年2月には、連結財務諸表における特別目的会社の取扱い及びそれに関する開示についての論点などの検討を「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関す

る論点の整理」（以下「論点整理」という。）として公表している。

その後、この論点整理に寄せられたコメントの検討及び国際会計基準審議会（IASB）が開発中の基準⁷とのコンバージェンスの検討を進め、「SPEの取扱い」の見直しもこの過程での検討が予定されていた。しかしながら、IASBの作業計画が当初の計画よりも延期されたことを契機に、短期的に「SPEの取扱い」の改善の検討を進めるべきとの意見が聞かれ、平成22年9月に、その改善を目的とする公開草案を公表した。その後、公開草案に対して寄せられた意見なども踏まえ、公開草案の内容を一部修正し、今回、最終基準として公表することとなった。

（本改正に際しての主な意見）

本会計基準等の検討の過程では、今後、IASBで開発中の会計基準とのコンバージェンスを図る場合、短期的な対応を図ると2度の改正をすることとなり、これを避けるべきとの意見や、支配力基準の特別目的会社等への具体的な適用が必ずしも明確でないとする意見、適用指針15号により、既に開示対象特別目的会社についての開示が求められており、情報提供としては十分であるなどの意見があった。

一方、前述の提言の中でも課題とされていたような、いわゆる不動産の開発型の特別目的会社等、譲渡者以外が「SPEの取扱い」を適用す

6 「特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の設定・改正に関する提言」（平成17年9月30日日本公認会計士協会監査・保証実務委員会）

7 IASBは、連結に関する現行基準であるIAS第27号「連結財務諸表」と特別目的事業体の連結についての指針を定めたSIC第12号「連結—特別目的事業体」について、あらゆる企業に適用可能な支配の定義を用いた統一された基準に置き換えることを目的として、プロジェクトを進めており、平成20年（2008年）12月に公開草案第10号「連結財務諸表」を公表した。当該公開草案の最終基準化は当初、平成21年（2009年）第4四半期に終えることとされていたが、その後、米国財務会計基準審議会（FASB）との協議も経て計画が見直され、IASB単独で最終基準化を進めることとされ、平成22年（2010年）第4四半期に公表とされていた。

その後、いくつかの計画の修正を経て、平成23年5月12日にIFRS第10号「連結財務諸表」として公表された。

ることについては様々に解釈されている等の理由で、短期的に改善すべきとの意見もあった。また、注記による開示は本表を補足するものであって、自らの事業の一環として営む特別目的会社については、連結財務諸表に含めることが経済的実態を反映する会計処理であるとする意見もあった。

ASBJでは、これらについて、比較考量を行った結果、同取扱いが資産の譲渡に関連して開発された設定当時の趣旨を踏まえ、当該出資者に係る定めを削除し、資産を譲渡した企業に限定するように改正することとしている⁸。

なお、「SPEの取扱い」の対象を、資産を譲渡した企業に限定するとの意味は、自らが特別目的会社に対して資産を譲渡しておらず、出資のみを行っている場合にはこの取扱いは適用されないということであり、特別目的会社に資産を譲渡し、かつ、その譲渡先に対して出資を行っている場合（出資者を兼務している場合）についての適用を排除するものではない（改正連結会計基準第54-2項）。

4. 本会計基準等によるその他の改正内容

(1) 開示

新たに連結の範囲に含まれる特別目的会社は、当該特別目的会社の資産及び当該資産から生じる収益のみを返済原資とし、他の資産や収益へ遡及しない債務（ノンリコース債務）を有する場合がある。そのノンリコース債務につい

ては、通常の借入金等の債務とは性格が異なることから、その内容をより明瞭に開示するために、連結貸借対照表上、他の項目と区別して記載する。なお、当該記載に代えて、注記によることもできる（改正連結会計基準第33項注11-2参照）。

また、そのノンリコース債務に対応する資産についても担保資産の注記に準じた開示を行うことが、資産の特徴を示す観点から有用であると考えられたため、対応する資産の科目及び金額の注記を求めることとしている（改正連結会計基準第43項注16参照）。

(2) 匿名組合スキームの取扱い

本会計基準等では、新たに連結の範囲に含まれる特別目的会社が、匿名組合の形態をとる場合における連結の範囲に含まれる企業について明確化している（改正実務対応報告Q1のA3）。

商法上の匿名組合出資を行っている場合で、営業者及び匿名組合が、いずれも匿名組合員の子会社に該当すると考えられ、当該匿名組合の事業を含む営業者の損益のほとんどすべてが匿名組合員に帰属するような場合には、資産流動化法上の特定目的会社を用いる場合や信託を用いる場合などの同様の効果を有する取引との類似性を考慮し、上記のような限定された状況においては、営業者ではなく匿名組合自体を連結の範囲に含め、その後の会計処理を検討することが適当であるとしている。

これは、このようなスキームにおいて、営業

8 審議の過程では、同取扱いの見直しについて、同取扱いを削除し完全に廃止する案も検討されたが、その場合、資産の消滅の認識の会計処理も同時に見直す必要性があると考えられ、広範な見直しに及ぶことになることから、支持する意見は少なく採用されなかった。また、現在の会計基準では必ずしも明確ではない、他人のために企業の行動を指示するような代理人の扱いについても検討すべきとの意見もあった。しかしながら、代理人の扱いについては、実質支配力基準を適用する上で、同取扱いの対象に限らず広範に影響が及ぶ可能性があり、また、IASBでも検討を行っており、その開発とともに、今後、検討していくべき論点であると考えられたため、今回は取り扱わないこととしている。なお脚注7のとおり、IASBはその後開発を終え、IFRS第10号「連結財務諸表」を公表している。

者、匿名組合のいずれを子会社とすべきか明らかではなく明確にすべきとの意見を反映したものである。

(3) 適用時期

本会計基準等の適用時期は、公開草案では、平成24年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用することとしていたが、適用に際しては、新たに連結の範囲に含まれる特別目的会社等に係る基礎データの入手や決算期の相違に係る調整などに時間を要し、一定の準備期間が必要であるといった意見が寄せられたことを踏まえ、その後の検討を経て、本会計基準等の実務における円滑な適用を図るべく、1年適用時期を変更し、平成25年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用することとしている。

なお、早期適用は、平成23年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できるこ

ととしている。

(4) 適用初年度の経過的な取扱い

企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用に伴い、平成23年4月1日以後開始する事業年度から、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更は、過去の期間にも遡及適用することとされたが、会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められている場合には、その経過的な取扱いに従うこととされている（企業会計基準第24号第6項(1)）。

改正連結会計基準の適用初年度における連結の範囲の変更は、会計基準の変更に伴う会計方針の変更として取り扱うこととなる（改正連結会計基準第44-4項(6)）。経過的な取扱いも設けており、適正な帳簿価額により評価する方法と、時価により評価する方法の2つの経過的な取扱いがある（図表3参照）。適用初年度に新たに連結に含まれる子会社については、この経過

(図表3 適用初年度における経過的な取扱い)

| 経過的な取扱い | 連結上の資産及び負債の金額 | 投資差額の取扱い |
|---|--|--|
| 適正な帳簿価額により評価する方法 (改正連結会計基準第44-4項(3)) | 適用初年度の期首において、子会社に関する資産、負債及び少数株主持分を連結財務諸表上の適正な帳簿価額（過年度において改正連結会計基準が適用されていたのであれば、支配を獲得したものとみなされる日以降、当該子会社を連結に含めていたものとして算定した資産、負債及び少数株主持分の金額）により評価する。 | 連結財務諸表上、適正な帳簿価額で評価された当該子会社に関する資産、負債及び少数株主持分の純額と親会社が保有する当該子会社に対する投資との差額は、適用初年度の期首の利益剰余金に直接加減する。 |
| 時価により評価する方法 (改正連結会計基準第44-4項(4)) | 適用初年度の期首において、子会社の資産及び負債のすべてを時価により評価する。 | 当該子会社に関する資産及び負債の純額のうち少数株主に帰属する部分は少数株主持分として処理し、親会社に帰属する部分と親会社が保有する当該子会社に対する投資との差額は、適用初年度の期首の利益剰余金に直接加減する。 |

9 前期において開示対象特別目的会社として注記されている特別目的会社が、今回の改正により新たに連結の範囲に含まれることとなる場合には、この経過的な取扱いにより、適用初年度の前期の連結財務諸表には、開示対象目的会社として注記されることとなり、遡及適用されない。

的な取扱いに従うこととなり、したがって、企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」による遡及処理の定めは適用されない⁹。

なお、この 2 つの経過的な取扱いの適用に際しては、いずれかの取扱いを、改正連結会計基準の適用によって新たに連結の範囲に含められるすべての子会社に一律に適用する必要があるが、いずれか一方の取扱いを一律に適用することが困難な子会社がある場合には、他の子会社に適用した取扱いと異なる取扱いを適用することができる（改正連結会計基準第 44-4 項(5)）。

また、適用初年度においては、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として、会計基準等の名称や会計方針の変更の内容、経過的な取扱いに従って会計処理を行った旨及びその経過的な取扱いの概要などの注記が必要となる（企業会計基準第 24 号第 10 項）。ただし、会計方針の変更による影響額の注記については、企業会計基準第 24 号第 10 項(5)の定めにかかわらず、経過的な取扱いの適用による適用初年度の期首の利益剰余金に対する影響額を注記することになる（改正連結会計基準第 44-4 項(6)）。